

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和3年10月19日(火) 12時58分～14時41分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階 11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側委員からは、「新型コロナウイルスの流行により、多くの産業は打撃を受けているのは事実だが、優秀な人材を確保する意味でも賃上げは必要と考えている。産業の特異性を見ても改正が必要であり、連合広島、JAMの広島、基幹労連の中小企業の春闘の結果で、ベースアップを除いた金額を根拠に、33円の引上げを提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側から、「県最賃899円に比べ、現在の金属の特定最賃923円はすでに優位性を保っている。厳しい状況には変わりなく、引上げ額は一桁台の9円が限度である。本専門部会は、賃金の最低ラインを話し合う場なので改善分のアップ率で十分と思う。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、労働者側からは30円の引上げ、使用者側からは9円の引上げの意見表明があった。</p> <p>しかし、双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の専門部会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県金属製品等製造業最低賃金専門部会 日 時 10月27日(水) 10時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p>			